

千葉県小児慢性特定疾病対策地域協議会実施要綱

(趣旨)

第1条 小児慢性特定疾病児童等(以下、「小慢児童等」という)の健全育成を図るとともに、小慢児童等及びその家族が、慢性疾患を抱えていても、安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とし、小慢児童等が成人期に自立することができるよう、地域の支援体制を確立するため、児童福祉法第19条の23第1項に規定する小児慢性特定疾病対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における小慢児童等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。具体的な協議事項及び活動内容は以下のとおり。

- (1) 小慢児童等とその家族の現状と課題の把握
- (2) 小慢児童等に対する県内各地域における支援策・支援機関に関する情報の収集及び共有
- (3) 小慢児童等のニーズに応じた支援内容(小児慢性特定疾病児童等自立支援事業等)の検討
- (4) 小慢児童等とその家族への支援策の効果的な周知及び地域における慢性疾患に対する理解促進の在り方
- (5) その他必要な事項

(委員)

第3条 協議会は、別表に掲げる構成団体に所属する者及び有識者をもって構成する。

- 2 構成団体は、その役員又は職員の中から、委員を推薦するものとする。
- 3 委員はやむを得ない事情があるときは、代理者を出席させることができる。
- 4 協議事項に応じて別表に掲げる者以外の者を出席させることができる。

(開催等)

第4条 協議会は事務局が招集する。

- 2 協議会に、委員の互選により会長及び副会長を置き、協議会の運営は、会長が座長となつて行う。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、県健康福祉部疾病対策課に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し、必要な事項は、別に定める。

(その他)

第7条 協議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置された附属機関ではない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、効力を失う。

附 則

この要綱は、令和6年11月25日から施行する。

別表 (第3条)

区分	構成団体
医療機関	公益社団法人千葉県医師会
小児医療機関	千葉県こども病院
小児科医	千葉県小児科医会
支援団体	認定NPO法人難病のこども支援全国ネットワーク
患者・家族会	一般社団法人全国心臓病の子どもを守る会千葉県支部
幼稚園	全千葉県私立幼稚園連合会
保育所	千葉県保育協議会
教育関係	千葉県養護教諭会
市町村関係	千葉県市町村保健活動連絡協議会
療育機関	千葉県千葉リハビリテーションセンター
就労支援機関	千葉公共職業安定所
保健所	千葉県保健所長会
特別支援教育	教育庁教育振興部特別支援教育課
県内有識者	ひがしまつど小児科